

高山市地域公共交通計画策定調査業務委託 プロポーザル審査要領

(目的)

第1 この要領は、「高山市地域公共交通計画策定調査業務委託」における契約候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

(審査の方法)

第2 契約候補者選定の審査方法は以下のとおりとする。

(1) 審査員

審査員は、高山市公共交通活性化協議会会長、学識者1名及び高山市公共交通活性化協議会委員4名の計6名をもって充てる。

(2) 企画案、事業実施能力等に関する審査

審査項目及び配点は、別紙1「審査項目及び評価内容」のとおりとし、審査は書類審査及びプレゼンテーションを実施する。書類審査は高山市公共交通活性化協議会会長により実施する。

(3) 書類審査及びプロポーザル審査の対象

高山市地域公共交通計画策定調査業務委託公募型プロポーザル実施要領において定める提出書類等とする。

(4) 契約候補者の決定方法

各審査員の審査における書類審査とプレゼンテーション審査の評価点数の合計を各提案の点数とし、各審査員の評価点数の合計点の最も高い者を契約候補者として選定する。

(5) 複数の同得点者が生じた場合

合計点数が同じ場合は、プレゼンテーション審査の評価点数が高い者を選定する。
なお、プレゼンテーション審査の評価点数が同じ場合は以下の順で選定する。

- ① 合計点数が同じ場合は、提案内容の評価点数が高い者を選定する。
- ② 提案内容の評価点数が同じ場合は、実施・調査方法の評価点数が高い者を選定する。
- ③ 実施・調査方法の評価点数が同じ場合は、業務内容の理解の評価点数が高い者を選定する。
- ④ すべての得点と同じ場合は、各審査員の協議により選定する。

(6) 最低基準

各審査委員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

(7) 応募者が1者の場合又はない場合の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。最低基準点に満たない場合は提案書の再提出を求める。提案者がいない場合は、再度公募を実施する。

(その他)

第3 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。

附則

この要領は、令和5年4月11日から施行する。

別紙 1 審査項目及び評価内容

【審査基準】

①書類審査（50点満点）

審査項目	内 容	配点
① 業務実績	・同種・類似業務の実績があり、業務遂行に十分な経験を有しているか。	20
② 提案内容全体	・市の現状や課題を把握し、業務の目的を的確に理解しているか。	20
③ 見積価格	・見積価格が提案内容を勘案して妥当であり、経費の内容が適正かつ明確であるか。	10

②プレゼンテーション審査（100点満点）

審査項目	内 容	配点
① 業務体制及びスケジュール	・業務を実施するための適切な体制が整っているか。 ・業務スケジュールに無理はないか、実現可能か。	10
② 業務内容の理解	・市の特性や公共交通の現状・課題を十分に理解しているか。	20
③ 実施・調査方法	・各種調査手法や調査結果の分析手法が具体的に示され、計画策定に必要な情報の把握、整理、客観的な指標等の設定が可能な内容となっているか。	10
	・関係機関との円滑な連携が期待できるか。	10
④ 提案内容	・新しい試みを取り入れ、かつ実現可能な計画に向けての提案となっているか。	20
	・地域公共交通利便増進計画※1 の策定を踏まえた提案となっているか。	20
	・独自の提案がされているか。	10

※1 地域公共交通利便増進実施計画

地域公共交通計画に基づき、地域公共交通ネットワークの再編成や、ダイヤ・運賃などの改善により、利便性の高い地域旅客運送サービスの提供を図るための事業を実施するための計画。計画の策定により「エリア一括協定運行事業」の補助金の交付を受けることができる。

○評価基準について

①書類審査

評 価 (①~③)	評価得点	
	10 点満点	20 点満点
特に優れている	10	20
優れている	8	16
標準的である	5	10
やや不十分である	2	4
不十分である	0	0

※④見積価格に関しては、(最安価格/見積価格) × 10 点を評価点数とする

②プレゼンテーション審査

評価内容 (①~⑤)	評価得点	
	10 点満点	20 点満点
特に優れた提案内容となっている	10	20
優れた内容となっている	8	16
標準的な提案内容となっている	5	10
もう少し効果的な提案内容となるよう検討が必要である	2	4
取組み意欲が感じられない	0	0

高山市地域公共交通計画策定調査業務委託

書類審査

提案者 _____

審査（採点）者 _____

書類審査（50点満点）

審査項目		内 容	配点
①	業務実績	・同種・類似業務の実績があり、業務遂行に十分な経験を有しているか。	/20
②	提案内容全体	・市の現状や課題を把握し、業務の目的を的確に理解しているか。	/20
③	見積価格	・見積価格が提案内容を勘案して妥当であり、経費の内容が適正かつ明確であるか。 (最安価格/見積価格×10点)	/10
合計点			/50

高山市地域公共交通計画策定調査業務委託
プロポーザル審査要領

提案者 _____

審査（採点）者 _____

プレゼンテーション審査（100点満点）

審査項目	内 容	配点
① 業務体制及びスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施するための適切な体制が整っているか。 ・業務スケジュールに無理はないか、実現可能か。 	/10
② 業務内容の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・市の特性や公共交通の現状・課題を十分に理解しているか。 	/20
③ 実施・調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各種調査手法や調査結果の分析手法が具体的に示され、計画策定に必要な情報の把握、整理、客観的な指標等の設定が可能な内容となっているか。 	/10
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との円滑な連携が期待できるか。 	/10
④ 提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい試みを取り入れ、かつ実現可能な計画に向けての提案となっているか。 	/20
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通利便増進計画※1 の策定を踏まえた提案となっているか。 	/20
	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の提案がされているか。 	/10
合計点		/100